

39 地方消費者行政に対する支援について

(内閣府)

【内容】

- (1) 高齢化や情報通信技術の発達による消費者被害の増加など、社会環境の変化に伴う新たな消費者問題に対応するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育・啓発を推進するため、地方消費者行政に対する支援の充実を図ること。
- (2) とりわけ、市町村消費生活センターの相談体制の質の向上を図るため、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保ができるよう、引き続き交付金による安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) また、高齢者等を地域で見守る体制の構築や、成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育の推進など、消費者行政の課題に積極的に取り組めるよう、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引上げを含め、長期的かつ柔軟な活用ができる交付金制度とすること。

(背景)

- 平成21年9月に消費者安全法が施行され、消費生活相談等の事務を行うため、都道府県には消費生活センターの設置が義務づけられ、市町村は、その設置に努めることとされた。
- 国は、地方消費者行政の強化のため、平成21年度から地方消費者行政推進交付金等を通じた財政支援を行ってきた。また、「地方消費者行政強化作戦」を定め、消費生活センターの設立促進などを当面の政策目標として掲げている（平成26年1月策定、平成27年3月改定）。
- 本県では、国の交付金等を活用し、消費生活センターの整備や消費者教育・啓発などの事業を実施してきた（50市町村で消費生活センター設置済）。
- しかしながら、国の平成30年度予算額は、平成29年度と比較して減額となったことから、本県では、市町村に対して、消費生活センター運営費（消費生活相談員の人件費等）は確保できたものの、消費者教育・啓発等の事業費は、交付金の活用期間内（事業ごとに最長9年間）にもかかわらず、事業継続のための必要額が交付できない状況となった。これに対して、市町村からは、補助額の増額について要望があった。
- 市町村消費生活センターの相談体制を確保し、質の向上を図っていくためには、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保が必須であり、引き続き国の交付金（補助率10/10）による安定的かつ十分な財政支援が必要である。
- 高齢者等を地域で見守る体制の構築については、見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）を人口5万人以上の全市町に設置することが「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標となっている。また、民法改正による成年年齢の引き下げにより、新たに成人となる18歳、19歳の消費者被害増加が懸念されており、若年者への消費者教育が一層重要となっている。本県としても、これらの課題に積極的に取り組んでいく必要があるが、財源の確保は困難であり、国の十分な財政支援と、補助率（1/2）の引上げを含め、長期的かつ柔軟な活用ができる交付金制度への改善が必要である。

(参 考)

◇ 市町村消費生活センター設置状況

	27年4月	28年4月	29年4月	30年4月	全国の市町村 (29年4月)
5万人以上市町	23.5% (8/34)	47.1% (16/34)	82.4% (28/34)	100% (34/34)	92.5% (509/550)
5万人未満市町村	0.0% (0/20)	45.0% (9/20)	80.0% (16/20)	80.0% (16/20)	43.8% (522/1,191)

◇ 地域の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）設置状況

愛知県：28年10月19日設置

市町村（30.6.30現在）：設置済6市、検討中2市

全国（30.5.31現在）：道府県8、人口5万人以上58、人口5万人未満38、合計104自治体

◇ 成年年齢引下げに対応した消費者教育の対象となる若年者人口

15歳：71,343人、16歳：72,636人、17歳：73,930人 計217,909人

（30.4.1現在。愛知県人口動向調査より）

◇ 平成30年度の交付金（推進事業分）要望額と交付状況（単位：千円）

	29年度(参考) 実績額	30年度 要望額(A)	30年度 交付額(B)	交付割合 (B)/(A)
推進事業分 (県+市町村)	(※1)248,555	209,780	(※2)142,438	67.9%
うち市町村 相談員経費	人件費	112,172	112,044	91.8%
	研修費	12,025	6,183	59.9%
	計	124,197	118,227	89.3%
うち市町村啓発事業費	78,315	63,247	16,489	26.1%

※1 消費者行政活性化基金の取崩し37,074千円含む。

※2 消費者行政活性化基金の取崩し25,000千円含む。

◇ 平成30年度の交付金（推進事業分）要望額と交付状況（単位：千円）

	29年度(参考) 実績額	30年度 要望額(C)	30年度 交付額(D)	交付割合 (D)/(C)
推進事業分 (県+市町村)(A)	(※)249,300	209,780	142,438	67.9%
うち市町村 相談員経費	人件費	112,172	112,044	91.8%
	研修費	12,025	6,183	59.9%
	計(B)	124,197	118,227	89.3%
うち市町村啓発事業費	78,315	63,247	16,489	26.1%

※ 消費者行政活性化基金の取崩し37,074千円含む。

◇ 「地方消費者行政強化作戦」の当面の政策目標（抜粋、消費者庁平成27年3月改定）

<政策目標1> 相談体制の空白地域解消

1-1 相談窓口未設置自治体（市町村）を解消

<政策目標2> 相談体制の質の向上

2-1 消費生活センターの設立促進（人口5万人以上の全市町、かつ5万人未満の市町村の50%以上）

2-2 消費生活相談員を管内自治体（市町村）の50%以上に配置

2-3 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

2-4 消費生活相談員の研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

<政策目標5> 「見守りネットワーク」の構築

5-1 消費者安全確保地域協議会の設置（人口5万人以上の全市町）